

法第6条第4項ただし書に係る軽微な変更の取扱いについて

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出により、次の1に掲げるいずれかの変更を行う場合であって、2の要件に適合するものは、省令第8条の「大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しない」ものとして取り扱う。

1 変更事項

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 駐車場の位置 | 〔省令第3条第1項第1号〕 |
| (2) 駐輪場の位置 | 〔省令第3条第1項第2号〕 |
| (3) 荷さばき施設の位置 | 〔省令第3条第1項第3号〕 |
| (4) 廃棄物等の保管施設の位置 | 〔省令第3条第1項第4号〕 |
| (5) 一時的な変更又は店舗面積の減少 | 〔省令附則第2項〕 |

※ (5)については、法附則第5条第1項に係る届出（第3項において準用する場合を含む。）の場合に限る。

2 要件

変更に係る各事項について、周辺の地域の生活環境への負荷を増加させないもの（周辺の地域の生活環境への影響に関する予測結果が指針等に定められた基準を満たし、その影響が変更前と概ね同等又はそれ以下）であること。

3 適用の除外

「施設の配置」を大幅に変更する場合や変更の内容が複数にわたり「施設の運営方法」が複雑になる場合など、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が変化すると考えられるものについては、この取扱いを適用しない。

4 注意事項

(1) 軽微変更の申出

法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更とすることは、県が認めるものに限られる。そのため、軽微な変更に該当するものを含む届出を行うときは、兵庫県大規模小売店舗立地法運用要綱第5条第1項の申出を行うこと。

(2) 法附則第5条

法附則第5条第1項の規定による届出（第3項において準用する場合を含む。）は、法第6条第2項の規定による届出とみなされるが、同項ただし書（省令で定める届出不要事項）が適用されない。このため、上記1(5)のような変更についても手続が必要となるので留意すること。

5 備 考

「駐車場の位置の変更」は、通常周辺の住環境に与える影響が大きいと考えられるため、主として隔地駐車場の廃止又は極めて近距離での移設について、この取扱いを適用する。

なお、この場合、その「駐車場の位置の変更」に伴う駐車場の自動車の出入口の変更も駐車場（施設）の一部を変更するものであることから、「駐車場の位置の変更」に含まれることとなる。

6 運用開始

この取扱いは、令和6年11月1日以降の届出について適用する。

（令和7年4月1日 一部改正）